

ピグーの経済思想における必要と分配

山崎聡（高知大学）

I はじめに

まず、デービッド・コラード（Collard 1981, 112）による次の叙述に注目しよう。

さらなる平等を……求める論拠は、もちろん、限界効用逓減であった。しかしながら、限界効用逓減が政策手段となったとき、ピグーの平等主義は殆ど消滅してしまった。彼は、マーシャルに倣って、好みと同様に必要なものも人によって異なるという理由で不平等が正当化されることを認識していた。〔ピグー曰く〕「重い責任を負い、頭脳をより多く使う人々には、彼らの効率性を維持するためにより広い居住空間、いっそうの静寂、より消化され易い食物、いっそうの状況変化が未熟練労働者に較べて必要である」。

上記のように述べられただけで、特にそれ以上の追求はされていないが、ここにはピグー研究にとって少なからず重要な、注目すべき論点が含まれている。つまり、コラードは、ピグーが経済的厚生（と限界効用逓減）に基づく原理以外の分配原理をも採用していたことを指摘しているのである。端的にいえば、いわゆる「必要充足」に基づく分配原理である。この点はこれまでのピグー研究においては殆ど掘り下げられていない。本報告は、この論点をさらに広げて、ピグー理解の新しい側面を追求するものである。

経済的厚生（効用）に基づく分配つまり第二命題以外の分配規準がピグーに見受けられる、といわれれば怪訝に思われるかもしれない。ピグーの厚生経済学は（厚生の一部である）経済的厚生に限定されて理論が組み立てられているので、それ以外の分配規準が想定されているとは通常考えにくいのであろう。確かに、ピグーの厚生経済学は狭義では『厚生経済学』（Pigou 1952a）であるが、もう少し広い視野から、必ずしも理論化されていないようなアイデアや構想にも着目する必要があるように思われる。「パレートの基準で濾過されたことによって失われたピグーの厚生経済学の要素、ピグー自身が厚生経済学を体系化するなかで脚注に落としたものを再検証し、ピグー『厚生経済学』の全体像、さらには創設期の厚生経済学の多様な実態を……再検証する必要がある」（西沢 2007, 463. 傍点引用者）といえよう。

II 必要と公正

本報告で取り上げる、ピグーの必ずしも理論化されていないアイデアの断片は、『所得一再論』（Pigou 1955）の最終章「全ての者に対して公正なシェアを」に見て取ることができる。

公正（fair）は、本来、平等を意味しており、また実際に、この解釈は法律において採用されているとピグーはいう。彼の例によれば、選挙における一人の票の比重、法の前での平等、貧しい扶養家族への必要に応じた扶助の平等、誰彼を問わない機会（教育や医療の享受）の平等などである。しかしながら、所得について考えてみると、（課税後の）所得額が

誰彼のを問わず平等（同額）であることが公正だとは受け入れられないし、それは正しいとピグーはいう。

ピグーによれば、経済の論脈では、公正な分前＝平等分配という主張は、「客観的必要」（主観的必要ではない）という事実によって棄却されるという。例えば、病人は、健康人よりも多くのケアを必要とする。多くの家族を養うものは、独身者よりも多くを必要とする。重労働に携わる労働者は、より多くの食料を必要とする。学者は、肉体労働者よりも静かな落ち着いた環境を要する。よって、ピグーによれば、公正は、少なくとも、（単なる）平等に、客観的必要の差異を鑑みて修正を施すことを要求する。そうすると、まずは、公正＝平等＋客観的必要の考慮、ということになる。

だが、果たして、公正とは平等＋客観的必要の考慮だけで良いのだろうかとピグーは問う。多くを投じたものが、多くの収益を受け取ることは公正に悖るのであろうか。先天的な才能による差別は抜きにしても、多くの労力を投じその国や社会に対して大いなるサービスを与えたならば、他者よりも多くを受け取るに値するとピグーは判断する。これはいわゆる「功績応報」の原理（the principle of requiting Desert）である。とはいっても、非常に大きい所得の格差は、その原因が何であれ、公正とはいえないという。

以上のピグーの議論から分かるように、公正をめぐる、功績応報原理としての正義の規準と必要に基づく平等の規準とが並立しているのである。「通常の如くに、そして非常に曖昧に考え、公正とは、明瞭には決まっていない程度に、一方で客観的必要の差異が考慮され、他方でサービス貢献量の相違が考慮された上での……、全ての者に対する平等だと私は結論する」（Pigou 1955, 81）。これは、複合的正義とでもいうべき観念である。このようにピグーの構想の中には、必要充足に基づく分配規準（公正）が確かに存在していた。この公正が彼の狭義の厚生経済学とどのように整合するかは大きな課題ではあるが、ピグーの経済思想が本来持っていた豊饒性を再検証する一つの材料となり得る。

明らかに、「公正」という概念が漠然としているので、明示的に「公正が実現した状態とはこのようなものだ」と実践において示すことは不可能であるとピグーはいう（Pigou 1955, 81）。しかしながら、ヒントは何箇所かにおいて散りばめられている。それらを拾ってみよう。例えば、「経済学に対する一つの見方」では次のように書かれている（Pigou 1952b, 74-5）。労働所得の配分は、部分的には、持って生まれた才能に因っている。しかし、先天的な資質以外にも、教育の機会も要因として考慮する必要がある。近年（ピグーがいた当時）に至るまでは、貧しい家庭の子供が条件の良い職に就くために必要な教育を受けることは非常に困難であったとされる。これにより、上級の職に就けないことと、下級職の労働人口が増えることで、賃金が下落するという二重の経路で、彼らの所得は低くなった。近年では、公的機関により、たとえ貧しい家庭の子供であっても教育を受ける機会はずっと増したが、しかし、まだ教育の機会の均等は実現していない。「教育機会の不平等は、依然として、所得の不平等の強力な要因である」（Pigou 1952b, 75）。「教育の真の機会均等は、無論、それが実施された直後においてではなく、その効果が完全に作用し尽くした後において初めて現存の所得配分の歪んだ形の修正に向かって遠大な道を前進するであろうことに全く疑いの余地はない」（Pigou 1946, 112-3）。

以上の事柄を鑑みて、富の獲得が公正に行われることが非常に重要であるとピグーは訴える（Pigou 1937, 27-8）。そのためには、まず、出発点における平等（教育、健康といった

必要充足)が完備されなくてはならないことは明白である。ピグーは、貨幣タームのナショナルミニマムの完備だけで十分とは考えず、ある種の財・サービスのミニマムも同様に確保されなくてはならないと説く。その最たる例が衛生や教育制度などの完備である (Pigou 1952b, 203)。それを土台に、後は各人の貢献度に応じて受け取るというシステムがピグーの考える公正である。結局、ピグーが考える公正の規準とは、①必要充足に基づく平等原則 (教育などによる機会の均等) ⇒②功績応報原理 (貢献に応じた分配) というプロセスを踏まえるものだといえよう。ここで肝要なことは矢印の向きである。ピグー自身の意図を汲めば、①と②との関係は、「並列的」というよりかは「辞書的」ということになろう。この辞書的な「原則」が意味することは、社会は②を①よりも先行させてはならないということである。

そして、そのような公正が非常に重要であるということの含意は、人々の厚生にとって非常に有用であるということに他ならない。結局、ピグーにおいて上記の公正とは、社会厚生実現の構想にとって必要不可欠な鉄則であると位置づけられる。功利主義 (目的論) である以上、公正それ自体に究極的な意義があるとは見なされないが、公正なくしては究極目的が実現しないことから、それが踏みにじられるということはある得ないといえる。

結局、ピグーの目的論 (帰結主義) を現代的な表現で表せば、「一方の眼を福祉の総計に置き、もう一方の眼を最貧者 (the worst off) に置いて一般的義務を選択する」 (Hooker 2000, 106) ということに実質的にはなるであろう。フッカーによれば、これは「規則帰結主義の最も妥当に見える形式」である。

元々ピグーは、各人の厚生を等しく実現に値する対象と見なし (Pigou 1947, 43)、善なる社会を形成するためには、その各成員が幸福でなくてはならないと考えていた (Pigou 1965, 80-1)。各人の幸福つまり一定以上の厚生実現にとって必要不可欠なことは、必要の充足 (悪の防止とミニマム) である。これが保障されなければ人としての生活は不可能となることから、まず全ての人にそれを確保 (Pigou 1944, 217; 1952b, 210) しない限り、善なる社会または社会的最大厚生の達成は見込めないことになる。加えて、上で指摘したように、経済ではなく法の領域では、参政権、公的扶助や衛生・教育機会などを含めた基本的な権利の平等を当然のようにピグーが認めていた (Pigou 1955, 79) ことも重要である。各人の厚生の増進に関しては、以上のような「原則」がピグーには認められるのであった。要するに、功利主義の重層的構造の観点からすれば、社会的最大厚生とは、全ての人にとって必要不可欠な善およびその手段を権利として平等に保障することを通じて達成されるものだといえよう。ピグーが想定していたということである。この原則に基づいた厚生実現こそがピグーの目的であったと解釈したほうが、彼自身の元々の意図を捉えることができるようになると思われる。

とはいえ、ピグーは、安易な平等主義には批判的である。いわゆる公共心 (public mind) の問題点を取り上げる。例えば、価格協定や配給制度のような平等主義は、インセンティブを阻害するとして批判される。「しかしながら、例外もある。ある種の食物に関しては、一定の最小限の摂取は健康維持のため誰にとっても必要不可欠ある。また、ある種の原材料についても、一定量の最小限は非常に重要な社会目的のために必要である」 (Pigou 1952b, 210)。さらにいえば、「これらの物が、全ての者の最小限の必要を満たし、かつ富裕者たちが購入したいだけの量を提供するのに十分でない場合があり得る。このような場合、この

稀少な財に関しては、富裕者たちが購入したいだけの量を買わせないように直接的に禁止することが国の利益となる」(Pigou 1952b, 210-1)。この言明は注目に値する。要するに、困窮者の必要充足は、富裕者の欲求充足よりも社会的に優先するということである。さらに、重要なことであるが、必要の充足は、必ずしも満足や効用を意味しないことから、ここにおけるピグーの道徳的義務の判断は、(通常想定されているような)単純な効用総計を基にしている訳ではないということになる。たとえ功利主義原理の枠内であっても、「道徳的義務は、ただ単に功利の原理およびどの行為が効用を最大化する傾向にあるか、ということからだけでは決定されない」(Kelly 1990, 247-8)。

III 道徳的正当化

このピグーの「原則」は、彼自身の言明と、いわゆる「普遍化可能性 (universalizability)」に訴えることによって、正当化される。普遍化可能性とは、あらゆる道徳判断において充足されなくてはならない論理条件である。それは、同一の条件であれば同一の道徳判断が下されなくてはならないことを要求する、ないしは、道徳判断は如何なる個体、特定の個人、時代、空間への言及を根拠としてはならないことを要求するものである。

ピグー言明を分析する前に、P. シンガーによる普遍化可能性の説明を参照しよう。

倫理が我々に要求することは、「私」や「あなた」を超えて、普遍的な法則、普遍的な判断、公平な観察者、理想的な観察者—あるいはそれを何と我々が呼ぼうと—の観点に至ることである (Singer 1993, 12)。

倫理の普遍的な様相は、広義の功利主義的立場を採用することに関して、たとえ決定的でないにせよ、説得的な理由を確かに提供する (Singer 1993, 12)。

倫理的判断が普遍的な観点からなされなくてはならない、ということ認めることは、私自身の利益が、単にそれが私のものであるという理由からでは、他の誰の利益よりも重要となることはあり得ない、ということ認めることである。こうして、私自身の利益に配慮して欲しいという関心は、道徳的に考える際には、他者の利益にまで拡張されなくてはならない (Singer 1993, 12-3)。

倫理的観点は、個人的な観点を超えて、公平な観察者の観点に至ることを我々に要求する。こうして、物事を倫理的に見るということは、我々の内面に向かう関心を超えて、可能な限り客観的な観点、シジウィックがいったように「宇宙の観点」に自らを同化させる一つの方法なのである (Singer 1993, 334)。

私が倫理判断を下す際に、私は個人的あるいはセクト的な観点を超越しなくてはならない。そして、影響が及ぶ全ての者の利益を考慮に入れなくてはならない。このことが意味するのは、利益の重みを測る際に、自分の利益だとか、オーストラリア人またはヨーロッパ系人種の利益とかではなく、利益は単に利益として考慮されなくてはならないということである。このことによって、平等に関する基本的な原理が与えられる。それは、

利益に関する平等な配慮の原理である (Singer 1993, 21).

利益に関する平等な配慮の原理の骨子は、道徳的な配慮をする際に、我々の行為によって影響を受ける全ての人々の類似した利益に対しては、等しい重みを与えるということである (Singer 1993, 21).

今度は、対応するピグー自身の言明をピックアップしてみよう。

我々は、行為選択に際し、我々自身の利益には、他者の等量かつ等しく確かな利益よりも上位にランクされる資格がないことを認めなくてはならない (Pigou 1965, 1).

倫理学説のどのような形を我々が取るにせよ、行為の選択に際して、我々自身に対して生じ得る効果と他者に対して生じ得る効果を考慮することは理に適っている、という点について誰もが同意する (Pigou 1965, 1).

市民のある集団の厚生がそれ以外の市民の厚生よりももっともらしく上位にランクされ得る時代は過去のものとなった。今や、例えば、ある高貴な人のより少量の厚生が、それよりも大きい厚生—それが小作人に生じるものであれ—よりも重視されるべきなどとは誰も主張しないであろう (Pigou 1947, 43).

……衡平 (equity) の原理。この原理の最も原始的な形式は次のことを主張する。公的な権力であれ、他の誰であれ、同様の人々は同様に扱うべし。シジウィックは、この知識が直覚によって与えられると説いていた (Pigou 1947, 5. 傍点原典イタリック)。

正義に関するシンプルな原理、それは、同様な状況にある同様な人々は同様に扱われなくてはならない、である (Pigou 1955, 79-80)。

完全に普遍的な観点からすれば、一定量の満足は、それが生じる時間を問わず、そして、……享受する人が誰であるかを問わず、同等に評価される (Pigou 1935, 120)。

ピグーの命題は断片的であり、シンガーのそれよりも洗練されていないかもしれないが、両者の間には明らかな共通性が見て取れる。両者による道徳的含意は殆ど同一であると見なして差支えないであろう。

上記の命題から、シンガーは次のように論じる。ここでは、苦痛を緩和する利益を考える。彼の原理によれば、苦痛を除去する究極的な理由は、苦痛それ自体が望ましくないからであって、それが特定の誰かのものだからということではない。よって、もし X の苦痛が Y の苦痛よりも激しい場合、「平等な配慮の原理は、X の苦痛除去に対してより大きなウェイトを置くであろう」 (Singer 1993, 21)。

厚生に対する配慮として、例えばピグーは、「肉体的欲求の充足よりも高次なものが存在

することは全く真実であるとしても、人間の肉体が飢えればその魂を滋養することは不可能」であるので、「苦痛の除去」を優先する必要があることを説いていた (Pigou 1901, 130). これを規準化しようとするならば、普遍化しなくてはならない. すると、全ての個人の「苦痛の除去」を優先する、という規準が導かれることになる. ここでいわれる苦痛の除去も肉体的欲求の充足も意味合いとしては何度も述べた必要の充足（の一部）と殆ど同じであると考えられる. それと「高次なもの」とが競合しても、前者が優先されるということである. しかも、普遍化の要求により、それらが誰のものであるかは問われないので、あらゆる人の必要充足は、あらゆる人の「高次なもの」の実現よりも優先されるのである. とすれば、これは上記の「原則」そのものとなる. その他の諸価値追求は、辞書的に後に位置しているのである. これは、厚生に本質的に関わるとされるピグー自身の言明を普遍化することで得られた原則である. 同様の記述は他にもある. 「富者によって購入される、例えば文学や芸術に関連するような、他の諸満足は、ことによると、第一義的必要の充足よりも倫理的に優れている」(Pigou 1912, 11) とピグーも認めるように、ミニマムによる必要充足よりも審美的な満足のほうが倫理的価値が高い場合もある. だが、ピグーは、(貧者の) 必要充足 (ミニマム) を優先的義務だと見なしている.

《文献（一部）》

Collard, D. 1981. Pigou. In O'Brien, D.P. and John R. Presley eds. *Pioneers of Modern Economics in Britain*. London: Macmillan. 井上琢智他訳『近代経済学の開拓者』昭和堂, 1986.

Hooker, B. 2000. *Ideal Code, Real World: A Rule-consequentialist Theory of Morality*. Oxford: Oxford University Press.

Kelly, P.J. 1990. Utilitarian Strategies in Bentham and John Stuart Mill. *Utilitas* 2: 245-66.

Pigou, A.C. 1901. *Robert Browning as a Religious Teacher*. London: C.J. Clay and Sons.

——1912. *Wealth and Welfare*. London: Macmillan. 八木紀一郎監訳／本郷亮訳『ピグー 富と厚生』名古屋大学出版会, 近刊.

——1935. *Economics in Practice*. London: Macmillan.

——1937. *Socialism versus Capitalism*. London: Macmillan. 北野熊喜男訳『社会主義対資本主義』東洋経済新報社, 1952.

——1944. *The Road to Serfdom*. By F.A.Hayek. *Economic Journal* 54: 217-9.

——1946. *Income. An Introduction to Economics*. London: Macmillan. 塩野谷九十九訳『所得：経済学入門』東洋経済新報社, 1952.

——1947. *A Study in Public Finance*. 3rd ed. London: Macmillan.

——1952a. *Economics of Welfare*. 4th ed. London: Macmillan. 永田清監訳『厚生経済学』全 IV 冊 東洋経済新報社, 1953-55.

——1952b. *Essays in Economics*. 2nd ed. London: Macmillan.

——1955. *Income Revisited: Being a Sequel to Income*. London: Macmillan.

——1965. *Essays in Applied Economics*. 2nd ed. London: Frank Cass.

Singer, P. 1993. *Practical Ethics*. 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press. 山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理』新版 昭和堂, 1999.

西沢保 2007. 『マーシャルと歴史学派の経済思想』岩波書店.